

「磐田市立学校の通学のあり方に関する提言」

市内小中学校の通学のあり方を検討し、児童生徒の通学時の安全と安心を確保するための改善及び充実に努めることを目的として「磐田市立学校の通学のあり方検討委員会」が設置されました。委員会での協議を踏まえ、今後の磐田市立学校の通学のあり方について、以下の通り提言します。

1 通学の安全確保について

- (1) 関係者（保護者、学校、警察、道路河川課、学校教育課）による通学路点検の際には、市内で課題となっていることを踏まえ、安全性について見直し、安全が十分に確保できないと判断される場合は、改めて関係者で協議し、通学路の変更や、見守りの強化などに取り組む。また、修繕や改修が必要な通学路は、今までと同様に、学校と地域で協議し、両者から市へ要望を挙げ、関係課で必要な対策について検討する。
- (2) 令和2年に報告された「磐田市スクールバス検討委員会報告」に記載されている「(5) その他配慮すべき事項（オ）（※下記参考）」について、再度確認をし、取り組む。

【参考】「磐田市スクールバス検討委員会報告（令和2年8月27日）」

3 検討結果

(5) その他配慮すべき事項

オ 学校等は以下の事柄にとりくむ必要がある。

- ① 学校安全計画に基づいた交通安全教育の実施（学校）
- ② 日没時間を考慮した下校時刻の設定（学校）
- ③ 暑さ対策として、登下校時の帽子の着用や水筒の利用等についての指導（学校）
- ④ 発達段階を踏まえた通学時の携行品の重さや量への配慮（学校）
- ⑤ 可能な限り安全な通学路の設定（学校 保護者）
- ⑥ 関係自治会への通学路変更の連絡（学校）
- ⑦ 地域への登下校の見守り依頼（PTA）
- ⑧ 通学路の合同点検の実施（学校教育課）

2 一体校が建設される学府の通学について

- (1) 小中学校の通学距離については、令和2年に報告された「磐田市スクールバス運行検討委員会報告」に記載されている「3 検討結果 (1)小中学校の通学距離の基準（※下記参考）」を指針とするが、一体校が建設される場所や、その学府の地理的な特徴、実態を踏まえ、児童生徒の安全を十分に確保するための特別な配慮が必要と考えられる場合は、関係の委員会等で十分に協議し、必要に応じた特別な配慮を適用する。特別な配慮とは、例えば、「国の基準にとらわれないスクールバスの運行」「公共交通機関の利用」「有償のスクールバスの運行」「送迎による通学や送迎場所の確保」「コミュニティバス運行の可能性」など様々な配慮が考えられるが、学府によって実態が大きく異なるため、経緯、地形、人流、交通量、天候、鳥獣被害の状況、地域性など、あらゆる状況を踏まえ、その都度十分に協議することが必要である。

【参考】「磐田市スクールバス検討委員会報告（令和2年8月27日）」

3 検討結果

(1) 小中学校の通学距離の基準

小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内とする。
一体校化により通学距離の基準を上回る場合、児童生徒の心身の負担及び保護者の負担の軽減を図るため、スクールバスの運行による通学支援を行う。

- (2) 今後の一体校推進に向けた協議においては、通学に係る課題を、重要課題とし、特別な配慮の必要性についても、基本構想の段階から検討委員会において熟議する。

令和6年12月13日 磐田市立学校の通学のあり方検討委員会